

学校法人京都橘学園ガバナンス・ポリシー(20220307版)

学校法人京都橘学園（以下、本学園という）におけるコーポレート・ガバナンスとは、学校法人の使命と目的に基づき、経営の透明性・公正性を高め、ステークホルダーの支持を得て、迅速な意思決定を行うとともに、監督から執行の現場までを有機的に連携させ、持続的な学園の価値の向上を実現するための仕組みであり、その仕組みを構築し機能させることでもある。

本学園は、この基本的な考え方にに基づき、学校法人京都橘学園ガバナンスポリシー（以下、本ポリシーという）を制定し、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実に取り組む。

## [I] 学校法人の使命と目的

### (1) 本学園の使命・教学理念

本学園は1902年に中森孟夫が「力を実業教育に注ぎて、将来自営独立の実力を得しめん」として、女子教育のために京都女子手芸学校を京都市内に創設した。

その後、1967年に大学を開学したが、1970年代の経営困難な時期を経て、高校とともに学園を再建した。2005年には全学園を男女共学化し、教学理念の刷新を行った。2010年に中学校を再開校し、2018年にはこども園を開設した。中学校・高等学校とこども園では「自立・共生」の教学理念を掲げている。大学で掲げる「自立・共生・臨床の知」は各校の教学理念を包摂しており、学園は共通した教学理念で、研究、教育、保育などの活動を行っている。

### (2) 本学園の行動指針

本学園は、教職員の行動指針をCredo－私たちの信条－として示している。

京都橘学園は、学生生徒園児と教職員が、互いの夢と希望を共有し、一人ひとりの日々の成長を共に喜びあう環境の中で、人と社会に尽くす自立する人間を育てる学園です。

教職員は、

共に成長をめざす学園の構成員として学生生徒園児と対話的關係を築きます。

学生生徒園児一人ひとりの状況と変化を常に見守り、その可能性を最大限に引き出すよう努めます。

学生生徒園児が京都橘での経験を生涯大切にできる学園をつくります。

地域や社会の現実から積極的に学ぶとともに地域と社会に貢献します。

このような学園をつくるために、京都橘学園の教職員は、

互いに尊重しあい、経験と知恵を共有し、未来に向かって日々努力します。

## [II] 自律性の確保

本学園では中長期計画として「マスタープラン」を策定し、ガバナンス機能の向上を目指す。

### (1) マスタープランによる事業計画

本学園では2015年度より中長期計画として、マスタープランを策定している。マスタープランでは、8年間の長期ビジョンと4年間の中期プランを策定し、外部環境の変化等により4年ごとに見直す。現在、第二次マスタープラン(2018~2022年度)を実行している。

### (2) 財務計画

マスタープランでは、教学、人事、施設及び財務等を含む総合的な事項に関する計画を策定する。

財務試算では、事業計画に伴う資金収支、事業収支のシミュレーションを行う。

マスタープランの実行にあたっては、毎年度の事業計画に関する各部署の予算について、法人事務局で事業ごとに予算化し、常任理事会で承認する。予算管理については、経営環境の変化に迅速に対応するため、11月末時点での予算計画の策定と3月末時点での補正予算での修正を行う。

マスタープランの進捗状況は、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、データに基づき、進捗管理を行う。

### (3) マスタープランの検討組織、策定プロセス

マスタープラン策定において、理事長のもとにマスタープラン委員会を組織する。マスタープラン委員会のメンバーは常任理事会と同様であり、事務局は企画部企画課である。マスタープラン策定について、教職員を対象にしたマスタープランセミナーやプロジェクトなど教職員の参加を促進する。

マスタープランは各校の校務機関での審議を経て理事会で承認する。

### (4) マスタープランの公表

マスタープランはホームページで概要を公表する。

進行状況について、教職員には対面またはオンラインによるマスタープラン経営・財務報告会を開催して説明する。監事にはマスタープランの進行状況を報告する。

評議員会等に対して、毎年度の事業報告を行っているが、マスタープランの計画・実施報告を行うことが今後の課題である。

## [III] 継続性・透明の確保

理事会、監事、評議員会によるガバナンス体制と適正な運営を行う。

### 1. 理事会

#### (1) 理事会の役割・責務

##### ① 意思決定の議決機関としての役割

理事会は、受託者責任を認識し、適切な権限行使を行い、持続的な学園価値の向上に責任を負う。

理事会は、上記の責任を果たすため、理事・監事の報酬の決定、および重要な業務執行の決定等を通じて、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保する。

理事会は、監事または会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の対応体制を確立する。

## ② 理事会の議決事項の明確化

理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管する。

理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意する。

## ③ 理事及び大学運営責任者等の業務執行の監督

理事会は、理事及び設置学校等の運営責任者に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に設置学校等の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かす。

理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備する。

## ④ 設置学校長等への権限委任

設置学校長等が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を設置学校長等に委任する。

各校では学校長を補佐する役割として副学長等を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制とする。

各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図る。

## ⑤ 実効性のある開催

理事会は、年間の開催計画を策定し、審議事項については事前に決定し、全理事に通知する。

## (2) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。

② 理事長を補佐する理事として、担当理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も定める。**専務理事、常務理事の役職は設けていない。**

③ 理事長の選任及び解任については、寄附行為に定める。

④ 理事の選任について、学長は学長候補者推薦委員会からの候補者を理事長が学長として任命すると同時に理事に就任する。副学長は学長により推薦された候補者を理事長が任命すると同時に理事に就任する。各校長より1名の理事と学識経験者理事は理事会で選任する。評議員理事は評議員会で選任する。

⑥ 理事の解任については、寄附行為に定める。

⑦ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行う。

⑧ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負う。

⑨ 理事は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び

監事に報告する。

- ⑩ 本法人と理事との利益が相反する事項について、理事は代表権を有しない。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける。

### (3) 学内理事の役割

- ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、各校の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進する。
- ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行する。

### (4) 外部理事の役割

- ① 複数名の外部理事（私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事）を選任する。
- ② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に寄与し、理事としての業務を遂行する。

### (5) 理事業務を支援するための体制整備

- ① 全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努める。
- ② 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを行う。

## 2. 監事

### (1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負う。
- ② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監査規程に則り、理事会その他の重要会議に出席し、意見を述べることができる。
- ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査する。
- ④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会へ報告する。さらに、理事会及び評議員会の招集を請求できるものとする。
- ⑤ 監事は、理事の行為により本法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求する。

### (2) 監事の選任

- ① 監事は、監査の独立性を確保する観点から、学校法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者とする。
- ② 理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任する。
- ③ 監事は寄附行為に定める人数を置く。
- ④ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮する。
- ⑤ 学園規模、監査業務を考慮し、本学園では常勤・常任監事の登用、または常勤・常任監事を行っていないが、三様監査の体制、内部監査室、会計監査人との意見交換などを充実させている。

### (3) 監事監査基準

- ① 監査機能の強化のため、監事監査規程を作成する。
- ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知する。
- ③ 監事は、監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し公表する。

### (4) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事、会計監査人及び内部監査室の三者による監査結果について、意見を交換し、監事監査の機能の充実を図る。
- ② 監事相互間で密接な連携を保ち、情報交換を行い、効率的かつ効果的な監査を実施するため、監事連絡会を設置する。
- ③ 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努める。
- ④ 本法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整える。
- ⑤ 監事に対する研修機会を提供、監事選任基準の明確化または監事指名委員会を設置するなどの方法による監事の選任は今後の課題である。

## 3. 評議員会

### (1) 諮問機関としての役割

#### ① 評議員会の諮問事項

次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、評議員会の意見を聴く。

(ア) 予算および事業計画

(イ) 事業に関する中期的な計画

(ウ) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)および基本財産の処分ならびに運用財産中の不動産および積立金の処分

(エ) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準

(オ) 予算外の重要な義務の負担または権利の放棄

(カ) 寄附行為の変更

(キ) 合併

(ク) 目的たる事業の成功の不能による解散

(ケ) 寄附金品の募集に関する事項

(コ) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

諮問事項について、明確な基準を策定することが課題である。

### (2) 評議員会の運営方法

議長は理事以外の評議員からの互選とする。

評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴する。

評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得る審議を行う。

#### 4. 評議員

##### (1) 評議員の選任

① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任する。

② 評議員となる者は、次に掲げる者とする。

(ア) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会が選任した者 19 人

(イ) この法人の設置する学校を卒業した者で年令 25 年以上の者のうちから、理事会において選任した者 4 人

(ウ) この法人の設置する学校の在学者の父兄で、年令 25 年以上の者のうちから、理事会において選任した者 4 人

(エ) 学識経験者で、理事会において選任した者 7 人以上 9 人以内

③ 本法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出する。

##### (2) 評議員の選任方法

評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を評議員会が選任する扱いとしている。

#### [IV] 公共性の確保

##### 1. 大学の教学ガバナンス

理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任している。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努める。

学長は、京都橘大学学則に基づき、大学を代表するとともに、校務をつかさどり、教職員を統括する。

##### 2. 学長

###### (1) 学長の選任

学長は、「京都橘大学学長選考規程」に基づき選任する。学長の選任は、学長候補者推薦委員会により推薦された候補を、教職員が二次に渡る投票で候補者を決定する。理事長は、推薦委員会の委員長から最終学長候補者の推薦を受け、理事会に諮り、学長予定者として、学長就任の承諾を求める。

###### (2) 学長の責務（役割・職務範囲）

① 学長は、京都橘大学学則第 1 条に掲げる「教育基本法および学校教育法の規定に基づき、広く

一般教養を施すとともに、深く専門の研究に根ざす学芸および技能の教授を行い、もって、教養高く情操豊かにして地域社会および国際社会の発展に貢献しうる、社会に有為なる人材を育成する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

② 学長は、理事会から委任された権限を行使する。

③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努める。

### 3. 副学長

大学に副学長を置き、副学長選任規程により、大学の管理運営および教学に関する学長の職務を全般的に補佐する。

副学長は、学長の推薦により、理事長が任命する。

副学長は、学長が事故・病気等により長期にわたり執務できない事態になったとき、学長の職務を代理する。学長が欠員となったとき、次期学長就任までの間、学長の職務を代行する。

### 4. 大学評議会・学部教授会

大学の教育研究の重要事項を審議するために、大学評議会を設置している。審議する事項については「京都橘大学大学評議会規程」に定める。

また、各学部の運営に関する重要事項を審議するため、学部教授会を設置している。審議する事項については、「京都橘大学教授会規程」に定める。

学校教育法第 93 条に定められているように、大学評議会及び教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会及び教授会代表者会議の審議結果に拘束されるものではない。

## [V] 信頼性の確保

### 1. 大学でのステークホルダーとの関係

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければならない。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとの社会的責任を十二分に果たして行かねばならない。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、信頼性を担保する必要がある。

学校法人が設置する大学等のミッション、ビジョンを踏まえ、大学、学部・学科、研究科等の毎会計年度ごとの事業計画、達成目標や具体的な方針を予算編成のなかで策定する。

#### (1) 学生に対して

学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にする。

① 学部学科、大学院研究科ごとの3つの方針（ポリシー）

ア 学位授与の方針・卒業時の達成目標（ディプロマ・ポリシー）

イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性のチェック等を通じて、それぞれの方針の実質化を図る。

「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、同方針の実質化を図る。

② 自己点検・評価結果、認証評価機関による評価結果やアンケート調査等を含む I R（インスティテューショナル・リサーチ）活動の成果を活用し、教育活動の改善を行う。

自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取り組む。

③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処する。

## (2)教職員に対して

### ①教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教職員は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保する。

### ②ファカルティ・ディベロップメント：FD

3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため教育職員個々の教育・研究活動に係る事業計画を毎年度明示する。

教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 委員会を整備し、年次計画に基づき取組みを推進する。

### ③スタッフ・ディベロップメント：SD

教育に関わる事務職員等の資質・能力の向上を目的とする研修等を計画し実施する。

## (3)社会に対して

### ① 認証評価

2004 年度から、全ての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられた。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努める。

### ② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCA サイクル)の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行する。

### ③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たす。

#### (4)社会貢献・地域連携

- ① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努める。
- ② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能する。
- ③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供する。
- ④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組む。

#### (5) 寄付活動

社会との信頼関係を築き、「寄附を受ける」から「寄附を募る」への転換を図り、寄附金募集事業を推進するため、理事長、学長等のトップ層を中心とした体制整備は今後の課題である。

### 3. 危機管理及び法令遵守

#### (1) 危機管理のための体制整備

- ① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組む。
  - ア 大規模災害
  - イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）
- ② 災害防止、不祥事防止対策に取り組む。
  - ア 学生・生徒等の安全安心対策
  - イ 減災・防災対策
  - ウ ハラスメント防止対策
  - エ 情報セキュリティ対策
  - オ その他のリスク防止対策
- ③ 事業継続計画の策定に取り組む。

#### (2) 法令遵守のための体制整備

- ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組む。
- ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図る。

### 4. 透明性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要

な労働力を提供する機関である。このことを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努める。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要である。大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保する。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たす。

#### (1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第 172 条第 2 項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されている公開するとした情報については主体的に情報発信していく。

##### ① 教育研究上の基礎的な情報

- ア 学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの名称及び教育研究上の目的
- イ 教員組織、各教員が有する学位及び業績
- ウ 入学者に関する受入方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業（修了）者数、進学者数、就職者数
- エ 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- オ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- カ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- キ 授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用
- ク 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ケ 教育上の目的に応じ学生が習得すべき知識及び能力に関する情報

##### ② 学校法人に関する情報公表

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- イ 寄附行為
- ウ 監事の監査報告書
- エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）
- オ 役員報酬に関する基準
- カ 事業報告書

#### (2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開する。

##### ① 教育・研究に資する情報公開

- ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数
- イ 社会貢献・ボランティア活動
- ウ 大学間連携

##### ② 学校法人に関する情報公開

## ア 中期計画書

### (3)情報公開の工夫等

- ① 上記（１）②及び（２）②の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供する。
- ② 公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用する。

### [VI] 併設学校等の運営

本法人は、京都橘中学校・高等学校、たちばな大路こども園を設置している。

各校においても、本ガバナンス・ポリシーの理念を尊重するとともに、該当する部分は教育保育活動の規範とする。

### 附則

1. このガバナンス・ポリシーは、令和4年4月1日から施行する。
2. このガバナンス・ポリシーの改廃は、常任理事会の審議を経て、理事会の承認を要するものとする。
3. 日本私立大学連盟「私立大学版ガバナンス・コード」に変更が生じた場合、その内容に準じて、改定する。

令和3年度ガバナンス・コード遵守状況について

基本原則1		自律性の確保	
<p>会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。</p>			
遵守原則1-1		<p>会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、理解を得る必要がある。</p>	
重点事項1-1	実施項目1-1	大学の取り組み内容、計画、遵守しない理由等	
<p>会員法人は、事業に関する中期的な計画（以下「中長期計画」という）等の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。</p>	1	<p>中長期計画の策定に当たり、教学関連及び経営関連項目ごとに素案の策定主体、計画期間、意見聴取方法及び意見の反映方法をあらかじめ決定する。</p>	<p>本学の中長期計画であるマスタープランについては、約2年間の適切かつ慎重な手続を踏まえて策定している。理事会、評議員会にも複数回に渡って策定状況を報告して意見を聞いており、これら意見を踏まえて、理事会で最終的に決定したものである。</p>
	2	<p>中長期計画の策定に際し、直前の中長期計画及び他の計画との関連性を明らかにする。</p>	<p>第2次マスタープランでは、第1次マスタープランからの課題を引き継ぎつつ、本学を取り巻く環境や現在の到達点・課題を踏まえ、全体を再検討し、策定している。</p>
	3	<p>中長期計画に教学、人事、施設及び財務等に関する事項を盛り込む。</p>	<p>第2次マスタープランでは大学、中高、こども園ごとに必要な事項を盛り込んだ計画となっている。</p>
	4	<p>中長期計画において、理事長をはじめ政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込む。</p>	
	5	<p>中長期計画の内容について、その適法性、倫理性を考慮するとともに、顕在的リスクのみならず潜在的リスクについても識別、評価する。</p>	<p>事業に関わるリスク検証を行う仕組みを設けている。具体的な取り組みとして、中長期計画等を実現するための新規事業については、新規事業評価シートを作成し、学内各部門によるリスク分析を実施している。</p>
	6	<p>中長期計画の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実的かつ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。</p>	<p>中長期的な見通しを踏まえて単年度の事業計画・予算を策定する際、収支の見通し等の議論を踏まえ、計画に対する財政面の担保を行っている。</p>
	7	<p>中長期計画において、実施スケジュールを含む具体的なアクションプランを明確にする。</p>	<p>毎年度の実行計画および報告書を纏めており、その状況については予算ヒアリング時にフォローアップしている。</p>
	8	<p>中長期計画に係る策定管理者（政策管理者）と執行管理者を明確にする。</p>	<p>理事から構成されるマスタープラン委員会が設置されるとともに、事務責任者を配置し、推進体制を明確にしている。</p>
	9	<p>中長期計画の最終決定は、十分な説明、資料に基づき、会議体等の協議により行う。</p>	<p>本学の中長期計画であるマスタープランについては、約2年間の適切かつ慎重な手続を踏まえて策定している。理事会、評議員会にも複数回に渡って策定状況を報告して意見を聞いており、これら意見を踏まえて、理事会で最終的に決定したものである。</p>
	10	<p>中長期計画において、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、適宜、データやエビデンスに基づいて中長期計画進捗管理を行う。</p>	<p>施策の達成状況を分かりやすく示し、自己点検をするために項目によって数値目標を設定しており、その進捗状況を学内で管理している。</p>
	11	<p>中長期計画の内容、進捗管理方法について、教職員を中心とする構成員に十分に説明し、理解の深化を図る。</p>	<p>施策の達成状況を分かりやすく示し、その進捗状況を毎年1回、確認することとしている。必要に応じてその進捗状況を学内の会議等で共有している。</p>
	12	<p>外部環境の変化等により、中長期計画の変更が必要となった場合、速やかに修正を行える体制を構築する。</p>	<p>基本的な枠組みを維持しつつ、外部環境の変化等に応じて、柔軟にマスタープラン委員会、その他のプロジェクト構成を見直しながら不断の改革を実現している。</p>
	13	<p>中長期計画の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を法人内外に公表する。</p>	<p>学内にはマスタープラン委員会等、各種会議で学内で公表を行っている。法人外への公表はHPを通じて一部公表している。</p>
基本原則2	公共性の確保		
<p>会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。</p>			
遵守原則2-1		<p>会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。</p>	
重点事項2-1	実施項目2-1	大学の取り組み内容、計画、遵守しない理由等	
<p>会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成（大学教育）を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる</p>	1	<p>学校法人及び当該学校法人が設置する大学等のミッション、ビジョンを踏まえ、学校法人及び大学、学部・学科、研究科等の毎会計年度ごとの事業計画（以下「事業計画」という）、達成目標や具体的な行動指針を明確にする。</p>	<p>単年度の事業計画および報告を策定し、ウェブサイトに公開している。また、マスタープランを基軸とした「将来構想」を策定して、将来構想に関しては、各年度ごとの実行計画と報告を作成し、一部ウェブサイト上で公開している。</p>
	2	<p>達成目標、具体的な行動指針を教職員、学生及び社会に発信し、共有する。</p>	<p>建学の理念に基づく「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」や中長期計画を策定し、ウェブサイトやパンフレットで周知を行っている。また、大学全体のポリシーに基づいて、各学部・研究科もそれぞれの「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」や「人材養成・教育研究等の目的」を定め、WEB、入試案内等で周知を行っている。</p>
	3	<p>学校法人の中長期計画や事業計画、学部・学科、研究科等の達成目標を実現するための経営資源（ヒト、モノ、カネ）が、効率的な配分となり、著しく非効率的なものとならないよう、経営資源の配分に係る基本方針を明確にする。</p>	<p>毎年度、予算編成方針を策定し、重点事業への優先的な予算配分を決めている。予算編成にあたっては、予算主管箇所（管理する箇所）による査定を通して、事業の実施効果を確認しながら、効率的な予算配分となるよう努めている。</p>
	4	<p>「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性のチェック等を通じて、それぞれの方針の実質化を図る。</p>	<p>教学マネジメントを推進する教学推進会議の主導のもと、各学部・研究科において、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムの整合性および大学全体の方針との整合性について点検・評価を実施し、点検・評価体制、実施状況について教務課を主眼として確認する体制を整備している。</p>
	5	<p>「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、同方針の実質化を図る。</p>	<p>「入学者受入れ方針」については、その内容をウェブサイトやパンフレット等で周知することを通じて、入学者選抜との整合性を恒常的に自己点検している。加えて、全学アドミッションズ会議において、各学部における入試制度設計が「入学者受入れ方針」を体現したものであるかを確認しながら、不断の改革を進めている。</p>
	6	<p>自己点検・評価結果、認証評価機関による評価結果やアンケート調査等を含むIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動の成果を活用し、教育活動の改善を行う。</p>	<p>全学の学位授与の方針に定める学修成果の獲得状況について、IR機能を担う企画課の支援のもと全学生を対象にしたアンケート調査を実施している。</p>
	7	<p>リカレント教育の諸施策について、その方針、計画を明確化する。</p>	<p>社会人教育プログラムに関する情報を有効に活用し、効果的な情報発信や大学全体として外部資金獲得につなげていくことや、社会人教育プログラムに関する学内制度のあり方の検討にも活用している。</p>
	8	<p>留学生の受入並びに派遣に係る諸施策について、受入留学生の選抜方法、日本語教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の教育課程編成・実施の方針等の観点から、アカデミックな意義付けを明確にする。</p>	<p>留学生を受け入れる学部、研究科等のそれぞれのアドミッションポリシーに沿った適切な選抜方法を策定し、不断の改善に努めている。派遣留学については、各学部・研究科のカリキュラムと連動し、単位認定が可能な制度と運用が確立されており、留学期間中の学習内容、教育の質等が確認される仕組みが整っている。</p>

遵守原則 2-2	会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。	
重点事項 2-2	実施項目 2-2	本学の取り組み内容、計画、遵守しない理由等
会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に取り組む環境を整える。	1	社会・地域貢献に係る学内方針を検討し、策定する。 第二次マスタープランにおいて、「産学公地域連携推進」を掲げている。また「山科・キャンパスの魅力向上」とし、大学のある地域貢献に関する方針や取り組みを示している。
	2	社会・地域との連携を支援する体制または仕組みを整備する。 学内に「地域連携センター」を設置し、社会連携、地域連携専門の担当部署として各地域との連携強化を図る体制を構築している。
	3	組織的な各種ボランティア活動を展開するために必要となる社会連携・地域貢献等に関する諸規程を整備する。 学内に「地域連携センター」を設置し、同センター規程を整備している。
	4	公開講座や地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等を開設する。 京都橋大学ボランティア推進委員会を整備し、また、「地域課題研究」という授業科目を配置し地域の課題解決に向けたプログラム等を準備している。
	5	社会・地域貢献に係る学内の自主的な取り組みを把握し、全学的な取り組みとして展開する。 地域連携センター運営委員会を設置し、学内の各種活動についての議論や、報告書をまとめている。
	6	自治体等の行政機関や企業との対話、信頼関係の醸成に努める。 自治体と企業との協定を締結し、教育・研究・地域貢献等、様々な分野の連携事業を実施し、信頼関係の醸成に努めている。
基本原則 3	信頼性・透明性の確保	
会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。		
遵守原則 3-1	会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。	
重点事項 3-1	実施項目 3-1	本学の取り組み内容、計画、遵守しない理由等
会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事選任方法の工夫・改善、支援体制の整備等を図る。	1	『私立大学の明日の発展のために―監事監査ガイドライン（私大連 監事会議）』を参考に、監事監査基準（監事監査規程）、監事監査計画や監査報告書等を策定する。 監事監査規程を定め、それに基づき監事監査計画および監査報告書を策定し、理事会・評議員会へ報告している。なお、監査報告書は本学ウェブサイトにて公開している。
	2	『私立大学の明日の発展のために―監事監査ガイドライン（私大連 監事会議）』を参考に、監事監査マニュアル、監事監査調査や監事監査チェックリストの策定に努める。 「監事監査ガイドライン」を参考に監事監査を行い、毎年監査計画書、監査報告書の策定を行いながら監査内容の見直し等を行っている。
	3	常勤・常任監事の登用、または常勤・常任監事がある状況と同様の監事監査が実施できるような監事監査支援体制を整備する。 常勤・常任監事の登用はしていないが、監事2名は学校法人業務に精通している者を選出し、監事監査を行っている。監査担当部門は、監事機能強化のために、研修会の幹事や、各種研鑽資料の提供など監事を恒常的に支援している。
	4	監事が評議員会、理事会において、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。また、経営に関する重要な会議等についても出席し、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。 監事は、理事会および評議員会に毎回出席し、重要事項の決定プロセスに積極的に参画し、意思決定において重要な役割を果たしている。加えて、各議案について適正に理解し、積極的に意見を陳述できるよう、議題を事前に送付するなどの対応を行っている。
	5	監事監査に必要な資料の提供、説明等、十分な情報提供を行う。 監事監査の支援業務は担当部署の総務課が行っている。また、監事は理事等から事業の報告および内部統制の状況報告を受けるとともに、重要な決裁書類を閲覧して、監査にあたっている。
	6	監事間の連携の深化を図るべく、必要に応じて監事会を開催する。 監事間は次のとおり連携を深めている 1 監事2人は全員毎回理事会に出席しており、その前後に議論等している。 2 監事・会計監査人・内部監査室の意見交換等
	7	監事と会計監査人、内部監査室等とが協議する場を設定する。 年1回、監事・会計監査人・内部監査室の意見交換等を行う場を設けている。
	8	監事に対する研修機会を提供し、その充実を図る。 文部科学省・私立大学連盟等が実施する研修について監事へ情報提供をしている。
	9	監事の独立性を確保するために、その専門性を考慮しつつ、監事選任基準の明確化または監事指名委員会を設置するなどの方法によって監事を選任する。 2020年4月1日施行の私立学校法改正により、監事の独立性を担保し、権限を強化する規定を学校法人京都橋学園等附行為に明文化した。
	10	監事監査の継続性を担保すべく、監事の選任時期について留意する。 監事の任期は2年としており、監事監査の継続性を担保するため、2人から3人の定数の中で、監事が同時に退任することのないよう配慮した運用としている。
遵守原則 3-2	会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。	
重点事項 3-2	実施項目 3-2	本学の取り組み内容、計画、遵守しない理由等
会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。	1	法令等の遵守に係る基本方針・行動基準を定め、事業活動等に関連した重要法令の内容を役職員に周知徹底する。 各事案に応じて、関連法令と遵守事項を周知している。
	2	法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会及び監事に対して定期的に報告がなされる体制を整備する。 コンプライアンス違反が疑われる事案については、発生する都度、担当理事に報告しているほか、定例会議を設けている。訴訟が提起されたときや、法令や規約違反に伴う懲戒処分にかかる事案については、担当理事より理事会および監事に報告がなされている。
	3	学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、理事会その他の重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論を展開する。 本学は教職員等から構成される危機管理対策本部等を設置している。また当該危機が全学的に対策を要すると認められる場合に設置される対策本部は、理事、関連箇所の管理職等を含むメンバーにより構成され、情報収集を行うとともに、迅速かつ適切な対応にあたっている。
	4	理事等が、事業内容ごとに信用・ブランドの毀損その他のリスクを認識し、当該リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさを適正に評価する。 本学は教職員等から構成される危機管理対策本部等を設置している。また当該危機が全学的に対策を要すると認められる場合に設置される対策本部は、理事、関連箇所の管理職等を含むメンバーにより構成され、情報収集を行うとともに、迅速かつ適切な対応にあたっている。
	5	不正または誤謬等の行為が発生するリスクを減らすために、各担当者の権限及び職責を明確にするなど、各担当者が権限及び職責の範囲において適切に職務を遂行していく体制を整備する。その際、職務を複数の者の間で適切に分担または分離させることに留意する。 役員等の権限と責任を明確にするため、今後規程整備等の対応を計画している。
	6	職務を特定の者に一身専属的に属させることにより、組織としての継続的な対応が困難となる、あるいは不正または誤謬等が発生するといった事態が生じないように、権限及び職責の分担や職務分掌を明確に定める。 役員等の権限と責任を明確にするため、今後規程整備等の対応を計画している。
	7	内部監査室あるいはこれに相当する業務を担当する部署等を設置するなど、内部チェック機能を高める。 本学では監査室を設置しており、理事長の直轄機関として業務執行ラインから独立して内部監査（公的研究資金・公的教育資金・経理処理・資金運用等）を実施している。その監査結果を理事に対して報告している。
	8	内部監査基準または内部監査ガイドライン等の内部監査に関する諸規程を整備し、内部統制体制を確立する。 京都橋学園内部監査規程を整備し、内部統制体制を確立している。

9	相互牽制機能が働く有効な体制を整備し、監事、会計監査人及び内部監査室等による三様監査体制を確立する。	監事・公認会計士・内部監査室の各々の知見を生かし、相互牽制機能を働かせて三様監査を行っている。
10	学校法人の財務状況に重要な影響を及ぼし得る事項について、財務担当理事と会計監査人との間で適切に情報を共有する。	財務担当常任理事へは、会計担当部門の経理課を通じて会計監査人からの情報等を共有する体制を確立している。 別途、監事と会計監査人との間で年1回の面もっている。
11	理事会その他の重要な会議等における意思決定及び個別の職務執行において、法務担当及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制を構築するなど、法令等を遵守した意思決定及び職務執行がなされることを確保する体制を整備する。	理事に法務担当を置き、理事会その他の重要会議等において、法令等遵守の観点から適正な意思決定および業務執行を行う体制を構築している。また、総務課内に法務担当を置き、法令等遵守に係る適時かつ適切な相談体制を設けるとともに、適宜外部専門家の助言を得ながら、業務執行に係る法令等の相談やリスク管理およびコンプライアンス推進のための施策を実施する体制を構築している。
12	教職員等が違法または不適切な行為、情報開示内容に関し真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、(消費者庁の「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」(平成28年12月9日)等を参考にして)内部通報に係る体制を整備する。	公益通報者保護法に基づき「学校法人京都橘学園における公益通報者の保護等に関する規程」を制定し、公益通報に関する調査および審議、通報対象事実が明らかになった場合は是正および再発防止のために必要な措置の実施および関係箇所等への勧告、公益通報者等の保護その他の業務を行っている。

**遵守原則3-3** 会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会から理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

重点事項3-3-1	実施項目3-3-1	本学の取り組み内容、計画、遵守しない理由等
会員法人は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に合った情報公開を行うための制度整備をさらに進める。	1 1つ、どのような情報を、誰に対して、どのように開示するかなどを規定した情報公開基準またはガイドライン等の諸規程を整備する。	学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成22年文部科学省令第15号)に基づき、教育や研究にかかわる主要なデータをまとめて京都橘大学の情報公開ページで開示している。
	2 公正かつ透明性の高い情報公開を行うため、開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に則って適時、正確に開示することのできる体制またはシステムを整備する。	上記、1と同様に学校教育法施行規則等の一部を改正する省令に基づき、大学の主要なデータをまとめて公式ウェブサイト情報公開ページで開示し、広報課が定期的に最新データであることを確認をしている。
	3 法令に定められた財務書類等を適切に公開する。	予算/決算関連書類について、それぞれ評議員会による同意の議決/承認後、速やかに大学のHPで公開している。
	4 中長期計画、事業計画との連関に留意した事業報告書の作成を通じてその進捗状況を公表する。	毎年度、事業計画に沿った事業報告書を作成し、当該報告書は評議員会の承認を得て、本学のWebサイトで公開している。
	5 認証評価結果、外部評価結果及び設備計画履行状況等調査結果等、学外からの評価結果等を公表する。	本学HPにて公開している。
	6 学校法人が相当割合を出資する事業会社に関する情報を公開する。	決算関連書類として貸借対照表を大学のWebページで公開している。その注記に出資割合が総出資額の2分の1以上である会社の状況を「学校法人の出資による会社に係る事項」として公開している。
	7 公表した情報に関する外部からの意見を聴取し、反映できる体制を整備する。	情報公開を行っているウェブサイトから外部意見を聴取できる仕組みの構築を現在検討、準備中である。

重点事項3-3-2	実施項目3-3-2	本学の取り組み内容、計画、遵守しない理由等
会員法人は、情報を公開するに当たり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。	1 公開する情報の包括性、体系的、継続性、一貫性及び更新性に留意する。	学校教育法施行規則等の一部を改正する省令に基づき、大学の主要なデータをまとめて公式ウェブサイト情報公開ページで開示している。 また、広報担当部門自らがウェブサイトの更新やニュース発信を行い、情報の即時性、更新性に留意するとともに、タグ付けの機能を利用して体系的に情報公開を行っている。
	2 公開した情報へのアクセシビリティ及びユーザビリティの向上を図る。	本学ホームページでは閲覧者が入手したい情報を確保できるよう情報公開も各媒体で見やすいように数値データ、グラフを公開するなどの工夫をしている。
	3 情報の受け手にとっての理解容易性、明瞭性及び重要性に留意し、グラフや図表を活用した資料等、幅広いステークホルダーが理解しやすい手段によって情報を公開する。	多様なステークホルダーがいることを想定したウェブサイト構築して情報公開に努めており、事業計画・報告等においても、その点を意識して情報公開している。
	4 とくに収支の均衡状況、将来必要な事業に対する資金の積立状況や資産と負債の状況について、学校法人の信頼性、透明性及び継続性の観点から、理解容易性、明瞭性に留意した情報を公表する。	財政状況を理解してもらうために、予算/決算関連書類を公開する際に、主な収入、支出、資産の推移をグラフで示している。
	5 中長期計画並びに事業計画との連関に留意した評議員会への事業の実績報告や事業報告書の作成を通じた経営上の課題や成果の明確化、共有化により、経営改革を推進する。	毎年度の事業計画に沿った事業報告書を作成し、その内容について理事会と評議員会で承認を得る過程において成果、課題等を共有している。
	6 大学に特有の用語に関してはわかりやすい説明を付すなど、大学関係者以外の幅広いステークホルダーからの理解が得られるよう工夫する。	学外理事からの同様の指摘も踏まえ、大学関係者以外のステークホルダーも想定して各種媒体を作成することに努めている。一例として、本学の現状と取り組みを分かりやすく示した事業計画書においても、用語の説明を適宜付して作成している。

**基本原則4** 継続性の確保

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める必要がある。

**遵守原則4-1** 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。

重点事項4-1	実施項目4-1	本学の取り組み内容、計画、遵守しない理由等
会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。	1 政策を策定、管理する責任者(理事長、常務理事、学長をはじめとする理事等)の権限と責任を明確化する。	政策を策定、管理する責任者、機関の権限と責任を明確にするため、今後規程の必要性についての検討を始める。
	2 政策を策定、管理する責任者の選任、解任に係る手続き等を明確化する。	学校法人京都橘学園寄附行為にて明文化し定めている。
	3 政策を執行する責任者の権限と責任を明確化する。	政策を策定、管理する責任者、機関の権限と責任を明確にするため、今後規程の必要性についての検討を始める。
	4 理事会、監事及び評議員会等のガバナンス機関において、機関内及び機関間の有効な相互牽制が働くような仕組みを構築する。	学校法人京都橘学園寄附行為の中で理事会、監事、評議員会の役割を明確にするとともに、重要な意思決定については評議員会において「意見の聴取」という仕組みを設けることで、理事会の意思決定に対して評議員会がチェックを行う体制としている。
	5 理事会及び監事が、理事長や特定の利害関係者から独立して意見を述べられるか、モニタリングに必要な正しい情報を適時、適切に得ているか、理事長、内部監査人等との間で適時、適切に意思疎通が図られているか、理事会及び監事による報告及び指摘事項が適切に取り扱われているか、を定期的にチェックする。	
	6 教学組織と法人組織の役割・権限・責任を明確化する。	法人組織およびその意思決定機構(理事会等)と、教学組織およびその意思決定機構(拡大部局長会、大学評議会)を各種規程により、役割・権限・責任を明確化している。
	7 政策を策定、管理する責任者(常務理事等)が政策の執行状況を確認できる仕組みをITの活用等により構築する。	随時に理事長と理事、理事間の打合せや面談の場を設けている。 また、担当理事による業務の執行においては、決裁システムにおいて、電子決裁システムを2021年度より導入し、過去の情報を即座に検索することができる仕組みを構築している。
	8 経営情報を正確かつ迅速に教職員等に伝達するためのIT環境を整備するなど、学校法人経営に係る当事者意識を醸成する仕組みを構築する。	理事会等の資料については本部事務機構の管理職者を中心に、SharePointにおいて事後に確認できる仕組みを設けている。 予算/決算については、HPでも公開している。

	9	理事会や常務理事会等の議決事項を明確化する。	学校法人京都橘学園常任理事会規程にて明確化している。
	10	理事会、評議員会の開催に当たり、資料を事前に送付するなど、十分な説明や資料を提供し、構成員からの意見を引き出すための議事運営の仕組みを構築する。	事前の議題の送付を約2週間前を目途に理事、監事等に送付し、意見を引き出すための仕組みを構築している。
	11	評議員の定数は学校法人の規模を踏まえた数とする。	学校法人京都橘学園寄附行為にて次のように規定している。 (1) 法人の職員 19人 (2) 法人の設置する学校を卒業した者 4人 (3) 法人の設置する学校の在学者の父兄 4人 (4) 学識経験者 7人以上9人以内の34～36名
	12	学校法人内外の人材のバランスを考慮しつつ、理事及び評議員等に外部人材（選任時に当該学校法人の役員、教職員でない者*）を積極的に登用（理事、評議員については複数名）する。	学校法人京都橘学園寄附行為にて、次のように定めて、学校法人規模を踏まえた人数となっている。 ・理事：学識経験者 2人以上3人以下 ・評議員：学識経験者 7人以上9人以内
	13	外部人材に経営情報を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するとともに、外部人材からの意見聴取の仕組みを整備する。	学外理事および監事に対して必要に応じて議題の事前送付等の工夫を行っている。外部人材からの意見聴取の仕組みについては今後強化を検討している。
	14	理事、評議員及び監事に対する研修機会を提供し、その充実を図る。	役員研修の必要性の議論を現在進めており、2021年度、有識者による研修会を行った。今後も継続して実施を検討していきたい。
<b>遵守原則4-2</b> 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。			
<b>重点事項4-2-1</b>		<b>実施項目4-2-1</b>	<b>本学の取り組み内容、計画、遵守しない理由等</b>
会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。	1	「寄附を受ける」から「寄附を募る」への転換を図り、寄附金募集事業を推進するための体制を整備する。	2021年度秋ごろから、理事長をトップに据えた寄付金獲得のためのファンドレイジング会議を立ち上げ、新たな施策を検討中である。また、父母の会、卒業生団体などに対しても積極的に寄附金を募る活動を担当部署と連携しつつ行っている。
	2	理事長、学長等のトップ層が寄附募集活動の重要性を認識したうえで、業務としての寄附募集の位置づけを明確にし、教職員の寄附募集に係る意識と理解の深化を図る。	2021年度秋ごろから、理事長をトップに据えた寄付金獲得のためのファンドレイジング会議を立ち上げ、新たな施策を検討中である。また、父母の会、卒業生団体などに対しても積極的に寄附金を募る活動を担当部署と連携しつつ行っている。
	3	「大学のミッション、ビジョンの実現に向けた事業」「大学の将来（機能別分化、個性化、多様化やグローバル化）に向けた事業」や「スポーツ・文化振興、地域振興、社会貢献、その他社会のニーズに合致した事業」等の目的を明確化したうえで、寄附者からの共感を得て寄附を募る。	2021年度秋ごろから、理事長をトップに据えた寄付金獲得のためのファンドレイジング会議を立ち上げ、新たな施策を検討中である。
	4	補助金を含めた外部資金に係る情報収集、情報共有（学内広報）、研究シーズや成果の情報公開（学外広報）を推進するための体制を整備する。	現状次の体制を構築しているが、今後更なる強化を図ることを検討している。 ・情報収集の体制：総務課 ・情報共有の体制（学内広報）：広報課 ・研究シーズや成果の情報公開の体制（学外広報）：学術振興課、広報課
	5	補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を整備する。	・事業運営の体制：総務課を中心に、例年教学部門と協力しながら外部資金獲得を図っている。 ・研究推進の体制：学術振興課を中心に、外部研究資金の獲得を企業、地域等に募ることを計画し、対応している。
	6	社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連携を推進するための体制を整備する。	学内に「地域連携センター」を設置し、社会連携、地域連携専門の担当部署として各地域との連携強化を図る体制を構築している。
	7	リスクを考慮した資産の有効活用を行うための規程及び体制を整備する。	学校法人京都橘学園資産運用規程、学校法人京都橘学園資産運用規程細則を定め、資産有効活用とリスク管理の両立を整備している。
<b>重点事項4-2-2</b>		<b>実施項目4-2-2</b>	<b>本学の取り組み内容、計画、遵守しない理由等</b>
会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、危機管理体制を拡充する。	1	管理運営上、不適切な事案が生じた際には、速やかな公表と再発防止が図られる体制を整備する。	学校法人京都橘学園危機管理規程、京都橘大学防火防災管理規程、学校法人京都橘学園情報セキュリティポリシーなどにより、責任者、担当者等を明確化することで、速やかな公表と再発防止が図られる体制を構築している。
	2	危機の発生に備え、危機管理時の広報業務に係るマニュアル、緊急時の対応マニュアル等、危機発生時に必要となる各種マニュアルを整備し、教職員、学生等に広く周知する。	学校法人京都橘学園危機管理規程、京都橘大学防火防災管理規程、学校法人京都橘学園情報セキュリティポリシーなどにより、責任者、担当者等を明確化することで、危機発生時に教職員学生等への広い周知を可能となる体制を構築している。
	3	危機の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を整備する。	学校法人京都橘学園危機管理規程、京都橘大学防火防災管理規程等を定め、各リスクを未然に防ぐよう、体制の整備を行っている。
	4	危機が発生した場合、あらかじめ整備した緊急時対応マニュアル等に基づき対応する。	学校法人京都橘学園危機管理規程をもとに、危機管理マニュアルを策定し、また、全学生教職員に対して地震対策マニュアルを配布し、対応している。また、今後BCPの策定を検討している。
	5	情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定する。	大学が管理している情報システムについて、適切なタイミングでの、ユーザーアカウントの棚卸しと退職者のアカウント削除または停止を実施しているとともに、利用者の資格、業務内容に応じて、各情報システムへのアクセス権限の設定を行っている。
	6	情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況を検証する。	学校法人京都橘学園情報セキュリティポリシーにおいて、情報セキュリティ最高責任者、情報セキュリティ委員会、情報セキュリティ担当者の設置を定め、体制を整備している。定期的に開催される情報セキュリティ委員会において、学内で発生したインシデントの対応状況の確認と今後の対策の検討を行っている。